

令和6年5月 街頭労働相談日程表

実施日	時間	場所	最寄り駅	担当所
5月17日(金)	11:00～15:00	北千住マルイ 1階入口前	JR・東京メトロ・ 東武・つくばエクス プレス線 北千住駅	労働相談情報センター 亀戸事務所
5月22日(水)	12:00～17:00	JR 大崎駅南口改札前 夢さん橋	JR・りんかい線 大崎駅	労働相談情報センター 大崎事務所
5月24日(金)	11:00～14:30	小田急町田駅東口 カリヨン広場	JR・小田急線 町田駅	労働相談情報センター 多摩事務所
5月28日(火)	11:00～15:00	池袋駅西口 東武ホープセンター地下1階 通路	JR・東京メトロ・ 東武・西武線 池袋駅	労働相談情報センター 池袋事務所



(過去の街頭労働相談の様子)

(※1) 職場におけるハラスメント防止措置

- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメント防止措置は、すべての事業主の義務です。
- ・近年、問題視されているカスタマーハラスメントについても、顧客等からの著しい迷惑行為により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮としての取組が必要とされています。

(※2) 労働組合って、何ができるの？

- ・労働組合とは、労働者が労働条件の維持改善を主な目的として結成し、自主的・民主的に運営する団体のことです。賃金などの労働条件の向上について、労働者が使用者と対等な立場で交渉するためにまとめれば、生き生きとした職場づくりをしていくことができます。

～ 東京都労働相談情報センターでは、電話によるご相談も受け付けております。～

東京都ろうどう110番

0570-00-6110

月～金 9:00～20:00
土 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

東京都 LINE 電話労働相談



左記コードを読み取り、友だち登録をしてください

月～金 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)